

対象期間	緊急対応期間				
休業手当の 支払い率条件	解雇等 の有無	国の助成率	笠松町の助成単価(円/人・日)		備考
賃金の60%以上で あることが必須	有	80%	休業手当合計額または判 定基礎期間中に支払われ た休業手当等の総額を休 業延べ日数で除して得た 額が15,000円以下の場合	休業手当の合計額または 判定基礎期間中に支払わ れた休業手当等の総額の 10分の1の額	国の助成額と合わ せて1人1日あたり 13,500円が上限
			休業手当合計額または判 定基礎期間中に支払われ た休業手当等の総額を休 業延べ日数で除して得た 額が15,000円を超える場 合	13,500円から休業手当の 合計額または判定基礎期 間中に支払われた休業手 当等の総額を休業延べ日 数で除して得た額の5分 の4の額を差し引いた額	
	無	100%	対象外		国の助成額は1人1 日あたり15,000円 が上限